

令和7年度 第10回 県有林林産物 一般競争入札

公 売 公 告 並 び に 明 細 表

令和8年2月1日

# 公 売 公 告

第10回 県有林産物 一般競争入札を次により林務環境事務所長が執行しますので、現物熟覧のうえ入札に参加してください。

なお、現地案内については、公売を執行する林務環境事務所県有林課にお尋ねください。

1 売払物件の番号および所在地  
別紙明細書のとおり。

2 伐採・搬出の条件  
諸法令による制限行為の定めを遵守してください。  
箇所ごとの条件については、別紙明細書備考欄に記載してあります。

3 売払物件の搬出期間  
別紙明細書備考欄のとおり。

4 入札場所および日時  
\* 受付時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

公売執行 月日	入札場所	執行者	受付	入札開始	開札
一般公売 令和8年2月18日(水)	都留市田原2-13-43 南都留合同庁舎4階 大会議室	富士・東部 林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00 分	入札終了 後即時

富士・東部林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0554-45-7815

## 5 入札参加資格

(1)山梨県物品等競争入札参加資格者名簿「森林整備(70-3)」及び「木材買入(51-3)」の業種へ登録した者としてします。入札日には「物品等競争入札参加資格審査結果通知」(以下「参加資格証明」という。)及び別紙「誓約書」を持参してください。ただし、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者でないこととします。

(2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこととします。

(3)この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこととします。

## 6 入札保証金

免除します。(山梨県財務規則第108条の2第2号適用)

ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。

## 7 入 札

消費税抜きの価格で入札してください。

## 8 契約保証金

免除します。(山梨県財務規則第109条の2第4号又は第5号適用)

ただし、契約者が納入期限までに売買代金を完納しないときは、延滞違約金(遅延損害金)の徴収、又は契約解除し契約金額の100分の10に相当する違約金の徴収を行います。

## 9 契約締結期限

契約担当者が契約の時期を別に指定した場合を除き、落札の通知を受けた日から7日以内とします。

## 10 代金納入および担保提供期限

契約締結の日から30日以内とします。

## 11 代 金 延 納

認める場合があります。(要領は別記のとおり)

## 12 郵 便 入 札

認めます。この場合は公売を執行する林務環境事務所に入札書を公売執行の前日(前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)の午後5時までに到着するよう書留で郵送してください。なお、「公告番号第〇号 立木入札書在中」と明記してください。

## 13 代 理 入 札

この場合委任状に委任者の参加資格証明を添付し、公売を執行する林務環境事務所に提出してください。

## 14 再 入 札

初回において入札しなかった者及び無効の入札をした者は再入札に参加できません。

## 15 遵 守 事 項

入札者は契約書案を了承し、山梨県恩賜県有財産管理条例、同施行規則及び入札条件を遵守してください。

## 16 入 札 の 無 効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

## 17 入札結果の公表

入札の透明性の確保及び流通の促進を図るため、入札結果を山梨県ホームページに公表します。

公表内容には、物件情報のほか、落札金額(不落の場合は最高入札価格)、落札者名が含まれます。

## 18 そ の 他

落札者が契約締結までの間に「5 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとします。

# 入札条件

## 1. 入札参加資格の確認

- (1) 一般競争入札参加者は、「物品等競争入札参加資格審査結果通知」(以下「参加資格証明」という。)を入札しようとする各林務環境事務所(以下「当該林務環境事務所」という。)の受付に提示し、確認を受けてください。
- (2) 代理人が入札しようとするときは、有資格者本人の参加資格証明と委任状を当該林務環境事務所の受付に提出してください。
- (3) 同一人が2人以上の代理人になること、及び他の入札者の代理人になることはできません。
- (4) 一般競争入札は、「参加資格証明」の所持者以外の者は参加できません。

## 2. 暴力団排除に関する誓約事項

- (1) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約書(別紙)を受付時に提出してください。
- (2) 誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

## 3. 公告物件の熟覧

- (1) 入札参加者は、公告物件の明細書及び現場を熟覧の上、入札してください。

## 4. 入札方法

入札は次の事項に注意し、間違いのないようにしてください。

- (1) 入札参加者は、所定の様式により、公告番号ごとに入札金額、公売番号、所在地又は住所、商号又は名称、代表者名、入札年月日、宛名を記載し捺印してください。
- (2) インク、ボールペン、マジックペン等を用い、鉛筆、消せるボールペンは使用しないでください。また、金額の表示はアラビア数字(1, 2, 3...)を用いてください。
- (3) 入札書を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押印してください。
- (4) 入札書は当該林務環境事務所が備えた入札箱に投函してください。
- (5) 投函した入札書の引換、変更、または取り消しは出来ません。
- (6) 「無効入札」の各項目に注意してください。

## 5. 郵便入札

公告で郵便入札を認めている場合は、次の要領で郵送してください。

- (1) 入札書を封入し、封筒の表に「公告番号第〇号 立木入札書在中」と明記してください。
- (2) 公売公告で指定した場所及び日時までに必ず到着するよう書留郵便で郵送してください。

## 6. 無効入札

次の各号に該当する入札は無効となります。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札書の金額、氏名、印鑑、公告番号、または重要な文字の誤脱によって必要な事項を確認し難いとき。
- (3) 入札金額を訂正した場合、その箇所に訂正印のないとき。
- (4) 郵便入札書が定められた日時までに当該林務環境事務所に到達しなかったとき。ま

た5項で示された方法によらず郵便入札と認められないとき。

- (5) 同一物件に対し、一人で2通以上の入札をしたとき。
- (6) 入札に関して不正の行為があったとき。
- (7) 入札条件に違反したとき。

#### 7. 落札者の決定

- (1) 当該物件について、当該林務環境事務所長が定めた予定価格以上の最高価格の入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同金額の入札者が2名以上あるときは、くじによって落札者を定めま

す。  
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせます。

また、同金額の入札者のうち1名が棄権を申し出、当該林務環境事務所長が認めた場合は、同金額の入札者を落札とします。

#### 8. 入札の中止と落札の取消し

入札者が連合し、または連合する恐れがあり、その他入札を公正に行うことが出来ないと認めるときはその入札を中止します。また、落札決定後、落札者に不正行為があったことが判明したときは落札を取消します。

#### 9. 契約の締結

- (1) 入札及び契約は、公売物件を所管する林務環境事務所長が行います。
- (2) 契約の締結は、落札決定の通知を受けた日から7日以内とします。
- (3) 契約は、契約担当者と買受者の双方が契約書に記名捺印したときに成立します。
- (4) 落札金額及び契約金額は、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とします。

#### 10. その他

入札及び契約に関する不明な点は当該林務環境事務所長にお問い合わせください。

別記

代金延納要領

種別	延納を認める場合	延納期間	担保の種類	延納利息
立木	資金の回収期間が6箇月以上で、1件の売払代金が100万円以上になる時	4箇月以内 ただし1,000m <sup>3</sup> 以上を売り払うときは8箇月以内	①利付国債 ②その他政府の保証のある債券 ③銀行法により免許を受けた銀行が引受けをし、又は裏書をした手形	年利 1.00% (違約金) 年利 14.60%
素材	1件の売払代金が20万円以上になる時	3箇月以内		

(別紙)

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

林務環境事務所長 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

㊞

生年月日（大正・昭和・平成・令和） 年 月 日

(第1号様式)

# 入札書

公告番号 第 号

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---

上記の金額をもって買い受けたいので、公売公告を了承のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

林務環境事務所長 殿

# 委任状

林務環境事務所長 殿

受任者

印

私は上記の者を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印



6. 契約保証金 免除

7. 売買物件の搬出期限 令和 年 月 日

上記物件について、売渡人(以下「甲」という。)と買受人(以下「乙」という。)とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、及び山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)を了承のうえ、次の条件によって売買契約を締結する。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売渡人 甲

印

買受人 乙 住所

氏名

印

林産物売買契約約款

(信義誠実の義務)

第1条 売渡人(以下「甲」という。)と買受人(以下「乙」という。)は、売買契約書(以下「契約書」という。)、この約款及び別添特約事項(この契約書の締結時において効力を有する特約事項が存在する場合は、これを含む。)に則り、日本国の法令を遵守し、信義誠実の原則に従い契約を履行しなければならない。

(売買代金の納付)

第2条 乙は、契約書に定める売買代金を甲の発する納入通知書により納付期限までに甲に納付しなければならない。

2 乙が、前項の納付期限までに売買代金を完納できない場合は、当該未納の売買代金につき、民法(明治29年法律第89号)第404条の法定利率をもって、その納付期限の翌日から完納の日までの日数によって計算した額の延滞違約金を甲に納付しなければならない。

(物件の定義)

第3条 本契約において「物件」とは、甲が乙に売り渡す立木又は素材をいい、本契約に定める条件に従い、その所有権が乙に移転するものとする。

(作業責任者及び乙の義務)

第4条 乙は、作業責任者を選任するとともに、契約の履行に関する誓約書を甲に提出しなければならない。

2 作業責任者は、作業従事者に対し、本契約及び誓約書の内容を十分に周知し、遵守させるものとする。

3 乙及び作業責任者は、物件の伐採、搬出その他の作業(以下「作業」という。)の実行中に発生した違反行為又は事故について、直ちに甲に報告しなければならない。

4 事故が発生した場合、乙は関係行政機関の指示を受け、必要な措置を講じなければならない。

(物件の引渡し)

第5条 物件の引渡しは、売買代金の全部納付のあった日以降、素材については10日以内、立木の場合は20日以内(間伐にあっては30日以内)に乙の立会いのうえ行うものとする。

2 物件の引渡しにあたって、乙が立ち会わず又は立ち会うことができない場合は、甲の引渡通知の日に、引渡しが行われたものとする。

(引渡し受領書の提出)

第6条 乙は、物件の引渡しを受けたときは、受領書を甲に提出しなければならない。

(根株の所属)

第7条 物件が立木である場合は、特約がない限り、物件には根株を含まないものとする。

(物件の搬出義務)

第8条 乙は、物件を契約書に定める搬出期間内に県行分収林（山梨県が公益財団法人山梨県林業公社（平成29年3月31日解散）から立木の持分所有権及び地上権を承継した分収林をいう。以下同じ。）の区域外に搬出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙が搬出できないと判断した物件について、乙が土地所有者（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条各項に基づき締結した分収林契約における、その土地の所有者をいう。以下同じ。）の同意を得たうえで伐採前に書面により甲に届け出て甲の承認を受けて放棄した場合、その物件は乙の責任を免れるものとし、立木のまま存置することができる。

(搬出期間の延長)

第9条 乙は、やむを得ない事由により搬出期限までに物件を搬出することができないときは、土地所有者の同意を得たうえで搬出期限10日前までに甲に対し理由を付して搬出期間の延長願を提出し、甲の承認を受けなければならない。

2 前項の搬出期間の延長は、延長が数回にわたる場合であっても3ヶ年（契約書に定める搬出期間を含む。）を超えることができない。

(搬出延滞料)

第10条 前条第1項の場合、乙は延長日数1日につき売買代金の額1,000分の1に相当する金額を搬出延滞料として、納付期限までに甲に納付しなければならない。ただし、乙の責に帰さない事由である場合はこの限りでない。

2 乙が、前項の納付期限までに搬出延滞料を完納しない場合、当該未納額につき、民法第404条の法定利率をもって、納付期限の翌日から完納の日までの日数によって計算した額の延滞違約金を甲に納付しなければならない。

3 前条第1項の延長願が搬出期限経過後に提出された場合、願書到着の日までの搬出延滞料は、前項に規定する額の2倍に相当する金額とする。

4 搬出期限経過後において、甲の承認を得ないで物件を搬出した場合、乙は、甲の認定した日数に応じて第1項に規定する額の2倍に相当する金額を搬出延滞料として納付しなければならない。

(搬出期間の特殊計算)

第11条 乙が、天災その他の不可抗力により搬出することができない期間は、乙が遅滞なく事由を申し出て甲の承認を受けたときに限り、搬出期間に算入しないものとする。

(搬出済の届出)

第12条 乙は、物件の搬出が完了したときは、5日以内に搬出終了届を甲に提出しなければならない。

(搬出未済物件の帰属及び措置)

第13条 乙が、搬出期間内に搬出を完了しなかった物件（以下「搬出未済物件」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に帰属するものとする。

- (1) 乙が、前条に規定する搬出終了届を提出したものの、跡地検査により搬出未済物件があることが確認され、甲の指示に従い搬出できないと乙が回答した場合
- (2) 搬出期間終了後30日を経過しても、乙が搬出延期の申出をしない場合
- (3) 搬出期間延長後も搬出が完了しない場合

- 2 甲が、搬出未済物件が今後の造林等に支障を及ぼすと判断した場合、乙に対し、搬出未済物件の片付けを指示することができる。
- 3 乙は、前項の指示があったときは、これに従わなければならない。
- 4 乙が、前項の指示に従わず、搬出未済物件が土地の管理又は経営に支障を及ぼす場合、甲は、土地所有者の求めに応じて、乙に対し、当該物件の撤去又は整理に要した費用を請求することができる。
- 5 乙が、搬出期限内に搬出を完了せず、これにより甲又は第三者に損害を生じさせた場合、乙は、前項に基づく費用を含め、その一切の損害を賠償しなければならない。

(跡地検査及び違反行為の確認)

- 第14条 甲は、搬出期間が経過したとき、又は乙から搬出終了届の提出があったときは、乙に立会いを求め、跡地検査を行うものとする。
- 2 乙は、前項の立会いに正当な理由なく応じない場合、甲が行った検査の結果に対し異議を申し立てることができない。
  - 3 跡地検査において、乙が搬出を完了していない物件が確認された場合、甲は乙に対し搬出の可否を確認する。乙が搬出を希望しない場合、又は搬出できない場合、当該物件は前条第1項の規定のとおり、甲に帰属するものとする。
  - 4 跡地検査により、乙の作業実行中の違反行為が確認された場合、甲は乙に対し、次の措置を命じるものとする。
    - (1) 誤伐、契約に基づき使用する設備、構造物又は境界杭の毀損、並びに隣接樹木への損傷が確認された場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
    - (2) 乙が、許可なく土地の掘削、盛土、伐採、埋立てその他の形質変更を行った場合、乙は原状回復を行うとともに、必要に応じて損害を賠償しなければならない。
    - (3) 使用した土地の整理が適切に行われていない場合、乙は速やかに整理しなければならない。
    - (4) その他、本契約に規定する乙の義務に違反し、土地所有者、甲又は第三者に損害を及ぼした場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
  - 5 乙が、前項の指示に従わない場合、甲は乙の費用負担において当該措置を講じることができる。
  - 6 跡地検査において、乙の行為が森林法（昭和26年法律第249号）その他の法令に違反している疑いがあると甲が判断した場合、甲は関係行政機関に対し、必要な報告を行うことができる。
  - 7 乙は、前項の違反が確認された場合、関係行政機関の指導又は命令に従い、必要な措置を速やかに講じなければならない。
  - 8 乙が、前2項の規定による甲の報告により、関係行政機関から行政指導又は処分を受けた場合でも、本契約に基づく乙の義務が免除されるものではない。

(契約違反に対する措置)

- 第15条 乙が、第8条第1項の搬出義務に違反し、搬出すべき物件を意図的に放置し、のちの造林に重大な支障を生じさせた場合、甲は乙に対し、次の措置を講じることができる。
- (1) 乙に対する損害賠償請求
  - (2) 山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）に規定する契約審議会（以下「契約審議会」という。）への審議要請
- 2 乙が、前条第4項に規定する違反行為について甲の指示に従わず、又は適切な是正措置を講じなかった場合、甲は乙に対し、契約違反として損害賠償請求その他の措置を講じることができる。
  - 3 乙が、前項に規定する甲の指示に従わず、又は是正措置を怠ったことにより、甲又は第三者に損

害を生じさせた場合、乙はその一切の損害を賠償しなければならない。

- 4 乙が、本契約の履行に関連して森林法その他の法令に違反した場合、甲は、契約審議会への審議を要請し、必要に応じて本契約を解除することができる。ただし、第14条第6項の規定による報告を踏まえたうえで、当該規定を適用するものとする。
- 5 乙は、前項の違反に関し、関係行政機関の指導又は命令に従い、必要な措置を速やかに講じなければならない。

(無断伐採・誤伐の禁止及び措置)

第16条 乙は、契約対象外の立木を無断で伐採してはならない。

- 2 乙は、作業実行中に誤伐が判明した場合、直ちに甲へ報告し、甲の指示に従い適切な措置を講じなければならない。
- 3 乙が無断伐採を行った場合、又は誤伐を報告せず、是正措置を怠った場合、甲は乙に対し、次の措置を講じることができる。
  - (1) 乙に対する損害賠償請求
  - (2) 契約審議会への審議要請
  - (3) 契約の解除
- 4 乙が、無断伐採又は誤伐により土地所有者、甲又は第三者に損害を生じさせた場合、乙はその一切の損害を賠償しなければならない。
- 5 乙が、無断伐採又は誤伐を行い、それが森林法その他の法令に違反している疑いがあると甲が判断した場合、甲は関係行政機関に対し、必要な報告を行うことができる。
- 6 乙は、前項の違反が確認された場合、関係行政機関の指導又は命令に従い、必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 7 乙が、前2項の規定による甲の報告により、関係行政機関から行政指導又は処分を受けた場合でも、本契約に基づく乙の義務が免除されるものではない。

(危険負担)

- 第17条 売買契約の締結後、物件の引渡しまでの間に、天災その他の不可抗力による甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により物件が滅失又は損傷し、契約の履行が不可能になったときは、甲乙双方の書面により通知して、本契約を解除することができる。
- 2 前項の通知がなされた場合、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを留保することができる。
  - 3 甲は、第1項により本契約が解除された場合、受領済みの売買代金を通知の日から30日以内に無利息で乙に返還するものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由により物件が滅失又は損傷した場合は、乙がその損害を負担するものとする。
  - 4 甲が、前項の規定による売買代金の返還を期限までに行わなかった場合、乙は、未受領金額につき、遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約不適合責任)

第18条 材積の計算方法は、甲の定めるところによる。

- 2 甲は、物件について、種類、数量、品質等が契約内容に適合しないものであっても、その責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の全部、又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、第2条第1項に規定する義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、県土保全、森林更新その他土地所有者の管理経営の必要に基づき、特に契約で規定した事項に違反したとき。
- (3) 乙が、第15条又は第16条に規定する契約違反行為を行い、甲の指示に従わず、又は是正措置を怠ったとき。
- (4) 乙が、前各号に規定するほか契約の履行に関し不正な行為をしたとき。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この項において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社若しくは第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当する者（以下「排除対象者」という。）であることを知りながら、当該者と契約を締結した者

- (6) 乙が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

- 2 乙は、引渡し前に、贈与先、転売先又は下請先（以下「取引先」という。）が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該取引先との契約を解除し、又は取引先に対し当該排除対象者（再取引先）との契約を解除させるようしなければならない。

- 3 甲は、乙が取引先が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは取引先の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該取引先との契約を解除せず、若しくは取引先に対し当該排除対象者（再取引先）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

- 4 第1項又は前項の規定により契約の一部を解除した場合において、乙の未納の売買代金の額が当該契約の解除された部分に係る物件に相当する売買代金の額を超えるときは、甲は、その超える金額の売買代金（徴収すべき利息があるときは、その売買代金及び利息）を乙から一時に徴収するものとする。

- 5 第1項又は第3項の規定により契約を解除した場合においても、その解除の効果は、解除の際既

に搬出を終わった物件並びに搬出未済の伐倒木及びその加工品に対しては及ばないものとする。

6 乙が、第1項のいずれかの違反に該当する場合、甲は、契約審議会への審議を要請することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第20条 乙は、自ら又は取引先が、暴力団、暴力団員、社会運動、政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は取引先をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約解除による売買代金の返還等)

第21条 第19条の規定により契約を解除した場合は、搬出未済の物件（伐倒木及びその加工品を除く。）であって当該契約の解除された部分に係るものは、甲に帰属するものとし、甲は、これに相当する売買代金を契約解除の日から30日以内に乙に返還するものとする。この場合、甲から乙に返還される金額に対しては利息を付さない。

2 前項の規定により甲から乙に代金を返還する場合は、甲はその代金の算定に必要な調査を行うものとし、乙はその調査に要する費用を全て支払うものとする。

3 甲が、第1項に規定する売買代金の返還を期限までに行わなかった場合、乙は甲に対し、未受領金額につき、遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約解除による違約金)

第22条 第19条第1項又は第3項の規定により契約を解除した場合において、甲は、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として乙から徴収するものとし、乙はこれを納付期限までに納付しなければならない。

2 乙が、前項に規定する違約金を納付期限までに完納しない場合、当該未納額につき、民法第404条の法定利率をもって、納付期限の翌日から完納の日までの日数によって計算した額の延滞違約金を甲に納付しなければならない。

(特殊の理由による契約の変更又は解除)

第23条 法令の規定により公用、又は公共用若しくは公益事業の用、その他やむを得ない事由により契約を履行することができない場合は、甲乙協議のうえ、その履行不能の部分につき、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により契約を変更した場合においては、甲又は乙は、それぞれ相手方に対しその賠償を請求することができない。

(特殊な理由による契約の変更又は解除の場合の売買代金の返還)

第24条 前条の規定により契約を変更し、又は解除したときは、甲は、乙に対し、契約の変更又は解除により甲に帰属した物件に相当する代金を契約の変更又は解除の日から30日以内に返還するものとする。この場合、甲から乙に返還される金額に対しては利息を付さない。

2 甲が、前項に規定する代金の返還を期限までに行わなかった場合、乙は甲に対し、未受領金額につき、遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により計算し

た金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(作業の中止命令)

第25条 法令の規定により、又は公用、公共用若しくは、公益事業の用に供するため、その他やむを得ない事由により契約を履行することができないときは、甲は、作業の中止を命ずることができる。乙に法令の規定又は契約に違反する行為がある場合も同様とする。

2 前項後段の場合には、乙は、その損害の賠償を甲に請求することができない。

(指名停止措置)

第26条 甲は、乙が指名停止等措置要領の別表第1又は別表第2の措置要件のいずれかに該当すると認められる場合、速やかに所管部局長に報告し、契約審議会への審議を要請することができる。

2 契約審議会の審議の結果、乙が措置要件に該当すると判断された場合、出納局長から乙に対し、指名停止措置を命じることができる。

3 乙は、指名停止期間中、立木販売の入札に参加することができない。

(売買契約書の写しの携帯)

第27条 乙は、物件の作業のため入山するときは、売買契約書の写しを携帯するものとする。

(施設の設置等)

第28条 乙は、物件の伐採、加工又は搬出等のため、県行分収林の区域内に施設を設ける必要があるときは、あらかじめ土地所有者からの同意を得たうえで甲に申し出て、その指示により施設を設けることができる。

2 乙は、前項の規定により施設を設けた場合において、その使用を終わり、又は契約が解除されたときは、甲の指定した期間内に当該施設を収去し、使用した土地を原状に回復しなければならない。ただし、土地所有者及び甲の承認を受けたときはこの限りでない。

3 乙が、前項に違反して施設の収去を怠ったために生じた損害については、乙は、土地所有者及び甲の指示に従い賠償しなければならない。

(林野保全等の措置)

第29条 乙は、作業の実行にあたっては、山地崩壊の誘因となる作業方法は実施しないものとし、林地保全及び河川汚濁防止等に努めなければならない。また、乙は、盗伐、誤伐及び火災等の防止に万全の措置を講じなければならない。

2 甲は、前項の防止等に必要があると認めるときは、乙に対し、乙の負担において必要な措置を命じることができる。

(支障木等の届出)

第30条 乙は、作業の実行にあたって物件以外の立木等が支障となるときは、あらかじめ土地所有者及び甲に届け出てその指示を受けなければならない。

(損害の賠償)

第31条 乙は、作業の実行にあたって、県行分収林及びその産物等に損害を与えたときは、速やかに甲に届け出てその指示に従い、原状に復するか又は甲の算定した金額を賠償しなければならない。

この場合において、乙は当該産物等の引渡しを請求しないものとする。

2 乙は、前項に定める損害に関し、被害の状況確認等のために甲が実施した調査に要した費用についても、甲が算定し請求した金額を負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第32条 乙は、作業の実行にあたって第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に届け出るとともに、その損害の賠償をしなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(管轄裁判所)

第33条 この契約について、訴訟等を行う場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(労働安全衛生)

第34条 乙は、作業の実行にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令、諸通達に示す指導事項を遵守しなければならない。

2 乙が、前項の規定に違反し、指名停止等措置要領の別表第1第6号から第9号の措置要件に該当すると認められる場合、甲は、契約審議会への審議を要請することができる。

(契約に定めのない事項)

第35条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用除外)

第36条 次の各号は、素材の物件には適用されないものとする。

- (1) 第7条(根株の所属)
- (2) 第13条(搬出未済物件の帰属及び措置)
- (3) 第14条(跡地検査及び違反行為の確認)
- (4) 第25条(作業の中止命令)
- (5) 第29条(林野保全等の措置)

# 誓約書

市 町大字 字 番

上記県行分収林内立木 本、材積 m3 を買い受けましたので、  
作業にあたっては作業従事者を十分に監督し、各種被害の防止に努めるとともに、下記の事項  
を遵守することを誓約し、連署をもって提出いたします。

令和 年 月 日

買受人住所

氏名

印

作業責任者住所

氏名

印

林務環境務事務所長

殿

## 誓約事項(チェックリスト)

- 1. 契約対象外の立木を無断で伐採しないこと。誤伐が判明した場合は直ちに売渡人に報告し、指示に従い適切な措置を講じること。
- 2. 作業区域内の管理に努め、発生した損害については、速やかに売渡人へ報告し、指示に従い原状回復又は損害賠償を行うこと。
- 3. 作業に起因して第三者に損害を及ぼした場合、速やかに売渡人へ報告し、必要な賠償措置を講じること。
- 4. 跡地検査において違反行為が確認された場合、売渡人の指示に従い必要な措置を講じること。
- 5. 売渡人の許可なく作業区域に未搬出物件を放置しないこと。搬出できない場合は、売渡人の指示を受け、適切に整理すること。
- 6. 契約違反により損害が発生した場合、その損害を賠償し、また売渡人の指示に従い適切な是正措置を講じること。
- 7. 法律（森林法、自然公園法等）違反を行わないこと。違反が確認された場合、関係行政機関の指導・命令に従い必要な措置を速やかに講じること。
- 8. 契約に違反した場合、本契約が解除される可能性があることを了承すること。
- 9. 契約違反、労働安全衛生法令違反、又は山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領の別表第1・別表第2に該当する行為を行った場合、指名停止措置が命じられる可能性があることを了承すること。
- 10. 指名停止期間中は、立木販売の入札に参加することができないことを了承すること。
- 11. 伐採区域の境界杭について善良な管理を行い、損傷や移動をさせないように注意するとともに、区域外の立木を損傷しないよう細心の注意を払うこと。万一、境界杭又は区域外の立木を損傷した場合は、直ちに売渡人へ報告し、指示に従い必要な措置を講じること。
- 12. 林地保全及び河川汚濁防止に努め、山地崩壊の誘因となる作業方法は実施しないこと。
- 13. 作業において集材路の適切な排水対策を実施すること。
- 14. 伐採・搬出にあたり、許可なく土地の掘削、盛土、伐採、埋立てその他の形質変更を行わないこと。
- 15. 作業従事者に毎日作業手順を確認させ、注意事項を徹底すること。
- 16. 素材（丸太）は、台風、集中豪雨等による流失・滑落事故が発生しないよう、買受人の

責任において管理すること。

- 17. 択伐、間伐等で残存木がある場合、作業従事者にその位置を明確に指示し、作業中の損傷・誤伐等が発生しないよう万全を期すこと。
- 18. 施設を設置する際は、あらかじめ売渡人に申し出てその指示を受けること。使用後は速やかに撤去し、原状回復すること。
- 19. 伐採・搬出その他の作業にあたり、労働安全衛生法及び関連法令を遵守し、安全対策を徹底すること。
- 20. 作業従事者に適切な保護具を着用させ、墜落、転倒、伐倒作業による事故を防止すること。
- 21. 機械の使用に際しては、適切な資格を有する者が操作し、安全作業を徹底すること。
- 22. 作業現場の危険箇所を明示し、安全掲示を行うことで事故防止に努めること。
- 23. 事故や労働災害が発生した場合は、直ちに売渡人へ報告するとともに、関係行政機関の指示を受け、必要な措置を講じること。
- 24. 契約締結後、天災その他の不可抗力により作業の実施が不可能となった場合は、直ちに売渡人に報告し、指示を受けること。
- 25. 用途指定のある物件は、契約で指定された用途以外に使用し、転売し、又は贈与しないこと。
- 26. 暴力団や反社会的勢力からの不当要求や介入を受けた場合は、速やかに売渡人へ報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと。
- 27. 契約解除に伴う代金の返還が生じた場合は、売渡人の指示に従い、必要な手続きを行うこと。
- 28. 作業実施に際し、契約対象外の立木が支障となる場合は、事前に売渡人へ届け出て指示を受けること。

## 特約事項（立木販売）

### （事業計画書等の提出及び承認）

- 第1条 本特約事項において、「甲」は売渡人を、「乙」は買受人を指すものとする。
- 2 乙は、現地を精査のうえ、「事業計画書」（様式4）を契約締結後7日以内に甲に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 事業計画書には、集材路等の路網計画及び土場等を明示した図面を添付しなければならない。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」（様式5）の内容を確認のうえ、添付しなければならない。
- 4 乙は、第2項で承認を受けた計画に変更が必要となった場合、変更後の事業計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。
- 5 乙は、甲の引渡し又は前項の承認を受けた後、第2項及び前項に基づき計画した内容に従い、作業を開始しなければならない。

### （伐倒木材の搬出及び整理）

- 第2条 乙は、作業に伴い発生した枝条及び残材について、可能な限り伐採現場の外へ搬出し、木質バイオマス資材等として有効活用に努めること。

### （現地での集積）

- 第3条 乙は、前条の搬出が困難な場合であっても林地に放置せず、甲の指示に従い、次のいずれか又は複数の方法により、崩落・流出しないよう安定した状態で整理・存置するよう努めること。
- (1) 集材路（切土法面を含む。）の幅員内に適切に整理・集積し、原状回復後の侵食防止に配慮すること。
  - (2) 伐採及びその他の作業完了後の造林に支障とならないよう、集材路の両脇2m程度の範囲に適切に整理・集積すること。
  - (3) 土場敷に適切に整理・集積すること。

### （林地保全措置）

- 第4条 乙は、前条の集積が困難な場合、流木防止及び林地の保全のため、次の各号を遵守し、適切な措置を講じること。
- (1) 常時水流がある箇所及び降雨時に出水が想定される沢敷には存置しないこと。
  - (2) 枝条及び残材を集積する場合、その規模が大きくなるときは、崩落・流出を防ぐため杭を打つ等の方法により、安定した状態で存置すること。
  - (3) 地形の形状や作業システムの制約、又は伐倒・集材時に発生する落枝等により集積が困難な場合、林地斜面上に分散存置することができる。ただし、枝条及び残材が流出したり、山地崩壊を誘発することがないようにあらかじめ配慮するとともに、

その後の造林に支障を及ぼさないよう努めること。

#### (主伐時における伐採・搬出指針の遵守)

- 第5条 乙は、本契約に基づく伐採及びその他の作業を行うにあたり、別添の「主伐時における伐採・搬出指針」(以下「指針」という。)を遵守するものとする。ただし、指針3の(1)及び(5)については本契約において適用しないものとする。
- 2 本契約の特約事項において、指針と同一又は類似の事項について特に規定がある場合は、当該特約事項の規定が指針に優先して適用されるものとする。

#### (集材路の作設)

第6条 乙は、集材路を作設する必要があるときは、以下の項目を遵守し、施工すること。

##### (1) 路網

###### ア 配置

路網は、フォワーダ等車輛系林業機械(以下「林業機械等」という。)が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ① 地形・地質の安定している安全な箇所を通過するよう配置する。
- ② 地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③ 排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④ 急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤ S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

###### イ 幅員

幅員は、3.0m以下とする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性及び作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

###### ウ 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にするなどして、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ① カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
- ② 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入、又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

## (2) 施工

### ア 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入り口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5 m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合や土質に応じ6分（岩石の場合は3分）とする。

### イ 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくったうえで、30 cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30 cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度を持たせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割2分とする。盛土高が2 mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度を持たせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

### ウ 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

### エ 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

## (3) 周辺環境への配慮

集材路は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象、又は水道の取水口が存在する場合、その直上では極力作設しない。

排水施設により、泥水等が直接沢や公道等に流出しないようにする。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。また、希少な野生生物の生息・生育情報を知り得たとき若しくは確認したときは、甲に報告し、指示を受ける。

## (4) その他

事業終了時において、洗掘を防ぐため水切りを登坂部分等に入れる。

本特約事項に指定していないものについては、山梨県森林作業道作設指針によることを基本とする。

- 2 甲は、第5条、第6条の不遵守や、第1条第2項及び同条第4項において承認した事項と異なる施工が行われたことにより、山地崩壊が発生し又は発生する恐れがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、乙に対し、乙の負担において、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。

この場合において、乙は甲の命に応じ、必要な措置を講じること。

#### (施工上の留意事項)

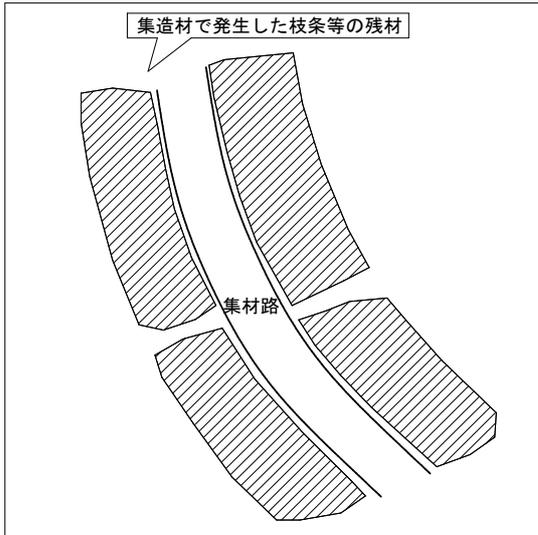
第7条 乙は、施工にあたり以下の項目に留意すること。

- 2 物件の引渡しには、作業責任者が立会い、伐採する区域をすべての作業従事者に正確に周知し、誤伐の防止に努めること。
- 3 契約対象外の立木（以下「支障木」という。）を伐採する必要がある場合は、支障木が他の森林所有者に帰属する可能性があることを考慮した上で、支障木の調査及び森林所有者の同意取得等の手続に時間を要するため、あらかじめ十分な余裕をもって甲に申し出ること。  
支障木の伐採にあたっては、関係する森林所有者の同意が得られたことを証する書面を甲に提出し、甲の確認を受けた後に作業に着手すること。また、甲が所有する立木については、支障木の売買契約に係る金融機関の受領印が押された納入通知書の写しを甲に提出し、確認を受けた後に作業に着手すること。
- 4 集材路を作設する場合や、土場・集材機等を設置又は利用する場合は、乙が関係法令及び関係機関並びに関係者（以下「関係機関等」という。）の指示又は協議に基づき、必要な申請を行い、許可を得た後に実施すること。
- 5 既設林道、作業道等を使用する場合は、乙が関係機関等の指示又は協議に基づき、必要な申請を行い、許可を得た後に使用すること。
- 6 乙は、集材路、土場、集材線及び集材機の設置場所、枝条及び残材の処理方法について、事前に甲の承認を受けること。
- 7 乙は、作業の進捗に応じて適宜甲の確認を受け、甲の指示に従い必要な修正作業を行うこと。また、すべての作業が完了した際にも甲の確認を受け、指示に従い必要な作業を完了させたいうで林業機械を撤去すること。
- 8 燃料やオイルを保管又は給油する際には、地面にシートを敷くなどの対策を講じるとともに、林内に漏れた場合に備え、吸着シート等を携帯しておくこと。
- 9 作業中に事故が発生した場合は、直ちに甲に報告するとともに、事故報告書（様式6）を速やかに提出すること。
- 10 甲及び乙の双方は、施工にあたり打合せ事項等を明確にするため、業務打合わせ簿（様式7）を取り交わし記録を保管すること。

# 【第3条・第4条関連】

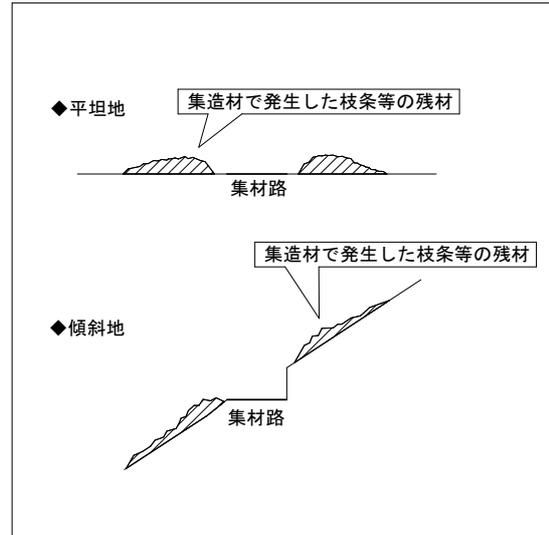
## 1. 枝条及び残材処理概念図（集材路沿い）

### I 平面図【処理前】



※重機のアームが届く範囲の集積を行う。

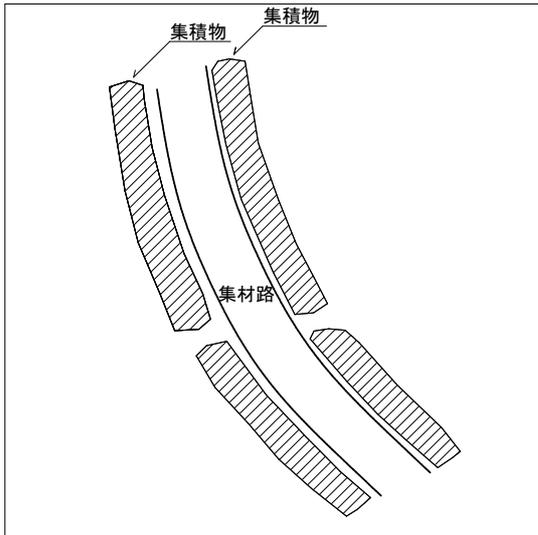
### I 断面図【処理前】



※重機のアームが届く範囲の集積を行う。

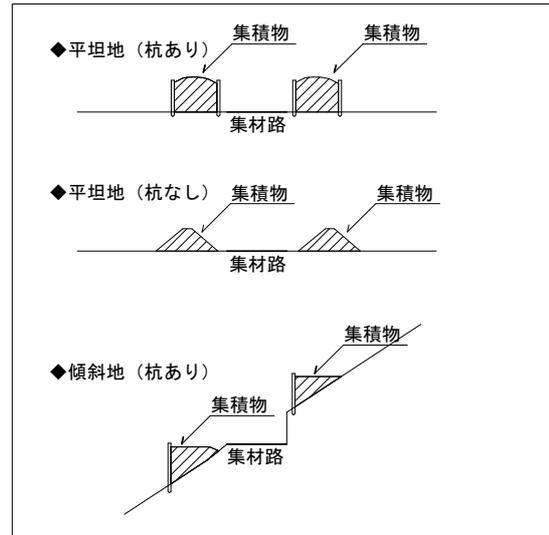
### II 平面図【処理後】

集材路の両脇2m程度の範囲に筋状に集積する場合



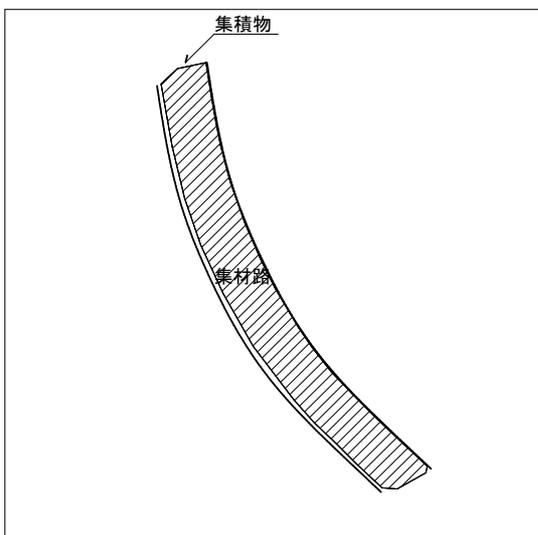
### II 断面図【処理後】

集材路の両脇2m程度の範囲に筋状に集積する場合



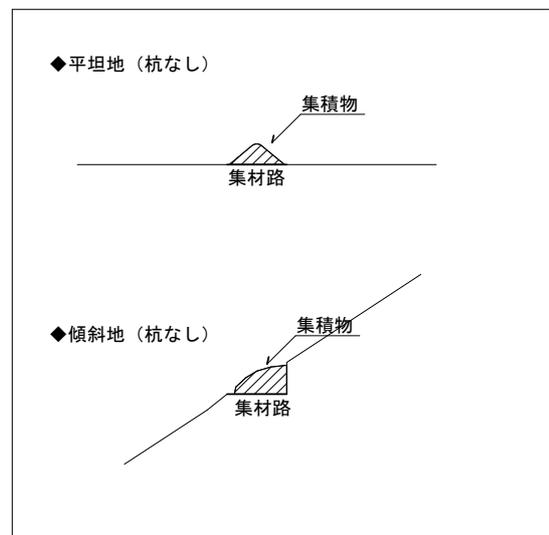
### III 平面図【処理後】

集材路（切土法面を含む）の幅員内に集積する場合



### III 断面図【処理後】

集材路（切土法面を含む）の幅員内に集積する場合

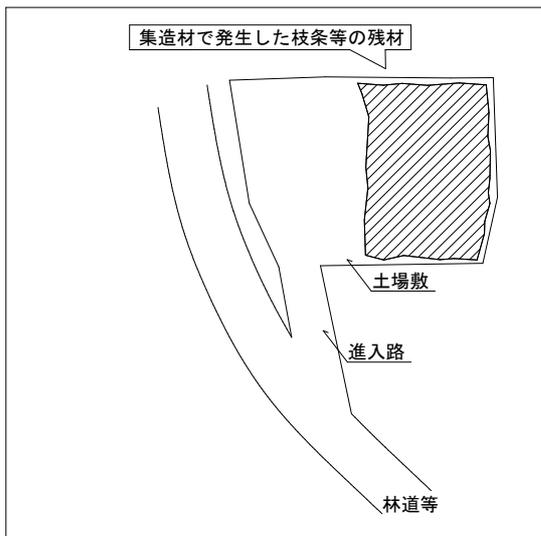


※IIとIIIの組み合わせも可

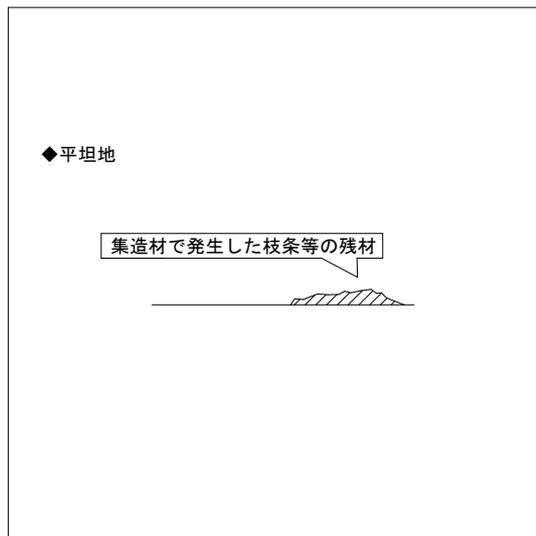
# 【第3条・第4条関連】

## 2. 枝条及び残材処理概念図（土場敷）

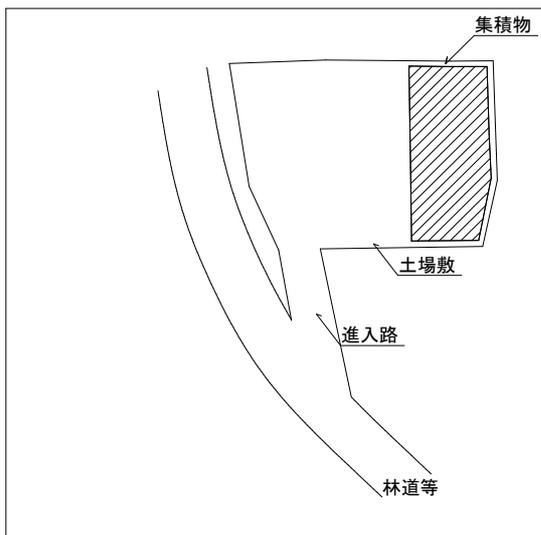
### I 平面図【処理前】



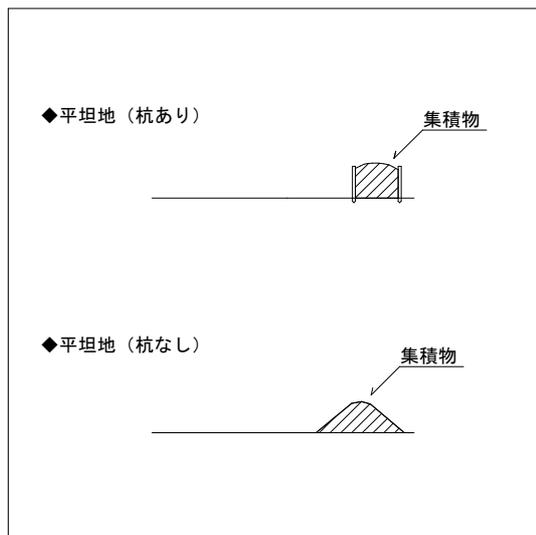
### I 断面図【処理前】



### II 平面図【処理後】



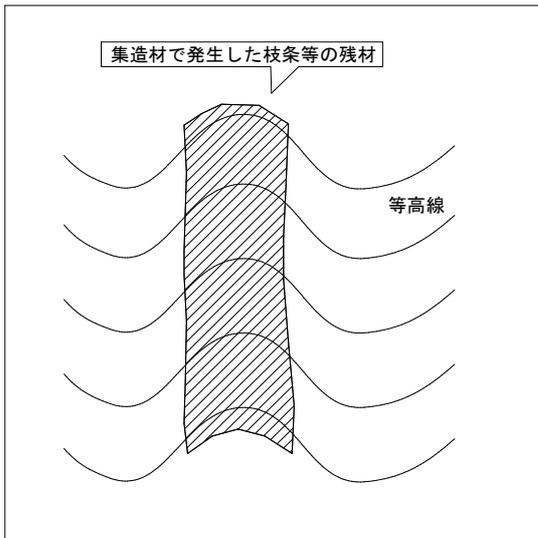
### II 断面図【処理後】



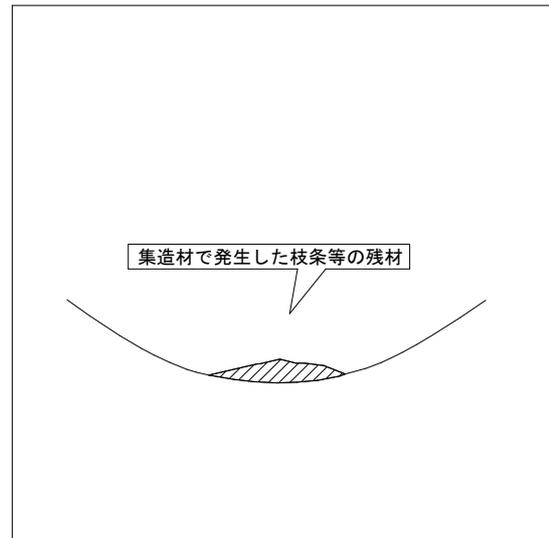
# 【第3条・第4条関連】

## 3. 枝条及び残材処理概念図（沢敷・窪地）

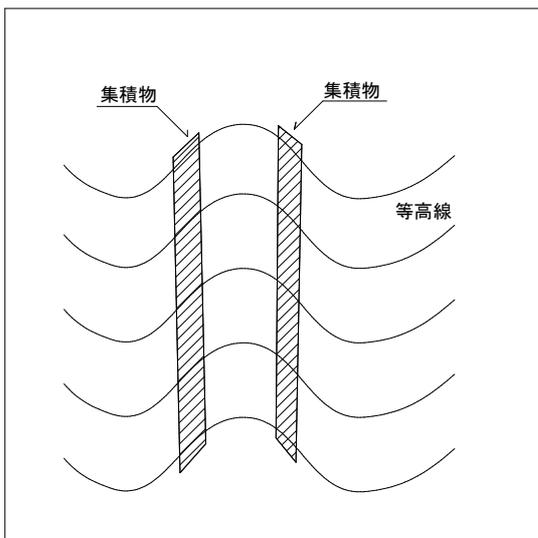
### I 平面図【処理前】



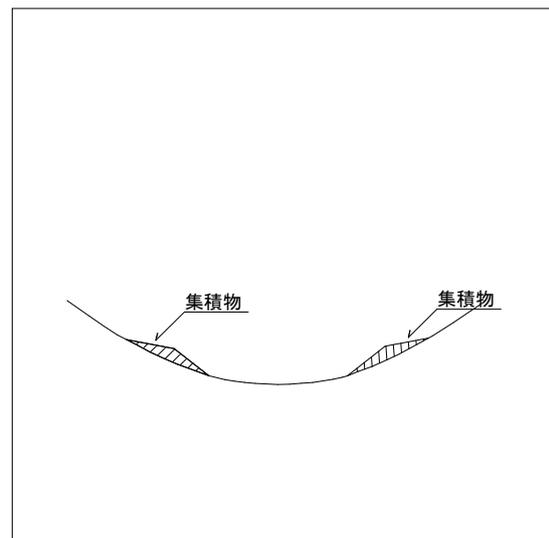
### I 断面図【処理前】



### II 平面図【処理後】



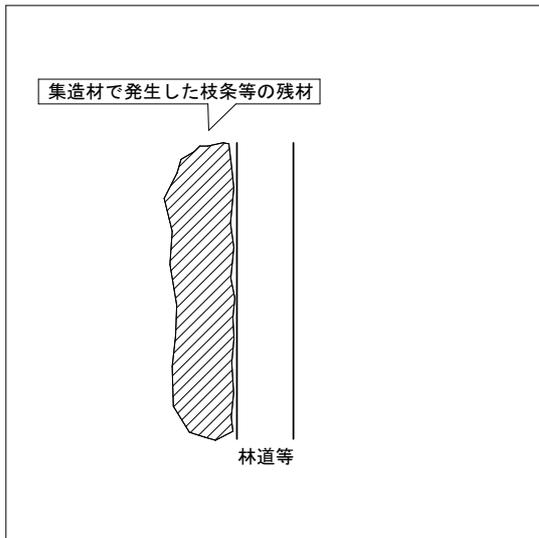
### II 断面図【処理後】



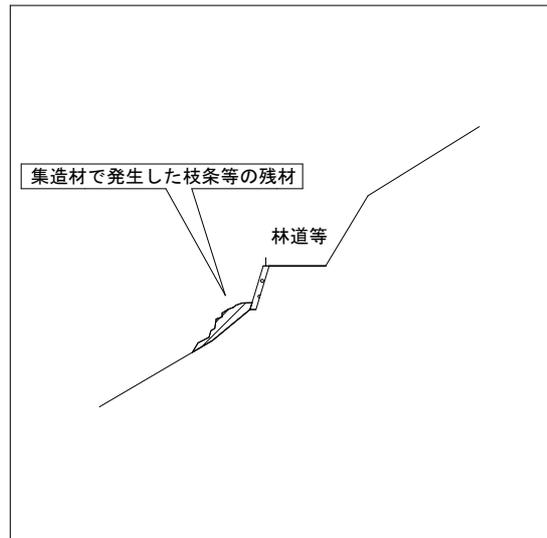
# 【第3条・第4条関連】

## 4. 枝条及び残材処理概念図（林道等路側下）

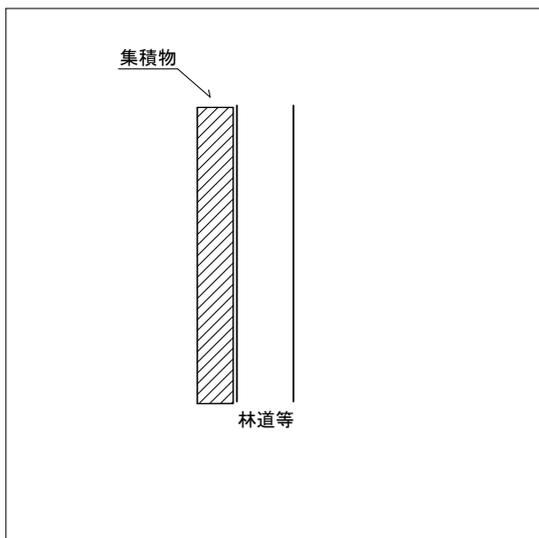
### I 平面図【処理前】



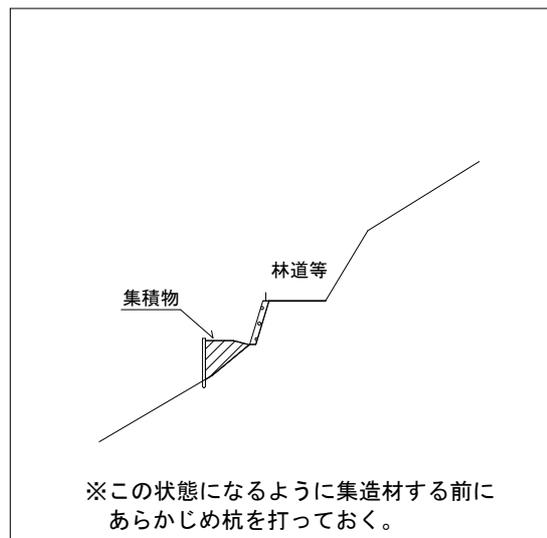
### I 断面図【処理前】



### II 平面図【処理後】



### II 断面図【処理後】



(様式4)

# 事業計画書

提出日：令和 年 月 日

林務環境事務所長 殿

買受人の所在地： \_\_\_\_\_

名 称： \_\_\_\_\_

代 表 者 名： \_\_\_\_\_

電 話： \_\_\_\_\_

区 分		内 容
場所及び数量等	契約方法	・一般競争 ・指名競争 ・随契 契約年月日：
	契約場所	・ 市 町大字 字 番
	契約数量	・面積： ha ・樹種： ・材積： m <sup>3</sup>
	伐採方法	・皆伐 ・間伐 ・その他（ ）
伐採搬出計画	作業の形態	・直営 ・下請 ・その他（ ）
	作業期間	・(至)
	搬出方法	・架線系 ・車両系 ・その他（ ）
	作業責任者の氏名等	・氏名： tel：
	従事作業員の内訳	・作業員数： 名(常雇： 名 臨時： 名)
	下請等の場合の相手方の住所・名称・代表者・電話番号・従事作業員の内訳	・住所：
		・名称：
		・代表者：
		・電話：
・作業員数： 名(常雇： 名 臨時： 名)		
路網計画・土場敷等	・ ※別添図面のとおり	
林地残材の処理方法	・搬出 ・集積 ・分散存置 ・その他（ ）	
緊急連絡体制	消 防 署	・ 消防署 tel：
	労働基準監督署	・ 労基署 tel：
	警 察 署	・ 警察署 tel：
	林務環境事務所	・ 林務環境事務所 tel：

※緊急時の連絡場所・方法については、作業現場の携帯電話通話可否等の状況に応じてあらかじめ定め、現場作業員及び会社事務所職員全員に周知しておくこと。

※万が一事故が生じた場合は、直ちに報告すること。

【添付書類】 1. 路網計画・土場等を明示した図面 2. 伐採及び搬出に係るチェックリスト

(様式5)

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

立木販売買受者： \_\_\_\_\_

売買物件の所在地： \_\_\_\_\_

チェック項目	確認
<p><b>(1) 伐採の方法及び区域の確認</b></p> <p>①伐採する区域の事前確認を行う。</p> <p>②林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。</p> <p>③林務環境事務所が示す保護樹帯や保残木を保全する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>(2) 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設</b></p> <p>①集材路・土場の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう、集材方法や使用機械を選定（特約事項等で特定される場合を除く。）し、集材路・土場の配置を必要最小限にする。</p> <p>②地形等の条件に応じて、車両系作業システムと架線系作業システムを適切に組み合わせる。急傾斜地など集材路等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等は、架線系作業システムとする。</p> <p>③土場の作設では、法面を丸太組みで支えるなどの崩壊防止対策等を講じる。</p> <p>④集材路・土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。</p> <p>⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。</p> <p>⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。</p> <p>⑦集材路・土場は溪流から距離をおいて配置する。</p> <p>⑧伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。</p> <p>⑨集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。また、急傾斜地の0次谷や破砕帯等を通過する場合は、通過する区間を極力短くし、排水処理等を適切に実施する。</p> <p>⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>(3) 周辺環境への配慮</b></p> <p>①集材路・土場は、人家、道路、鉄道等の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。</p> <p>②やむを得ず作設する場合は、保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。</p>	<input type="checkbox"/>

<p><b>(4) 生物多様性と景観への配慮</b></p> <p>①希少な野生生物の生育等を確認した場合は、林務環境事務所と協議のうえ、線形及び作業時期の変更等を実施する。</p> <p>②集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路・土場の配置とする。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>(5) 路面の保護と排水の処理</b></p> <p>①路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。なお、困難な場合等は、状況に適した横断溝等を設置する。</p> <p>②横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。</p> <p>③安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。</p> <p>④溪流横断箇所は可能な限り原状復旧する。</p> <p>⑤洗い越し施工では、横断箇所でも路面より低い通水面を設ける。</p> <p>⑥曲線部では上部入り口手前で排水する。</p> <p>⑦開渠等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。</p> <p>⑧横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきを設置する。</p> <p>⑨水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、盛土のり面の保護措置をとる。</p> <p>⑩カーブの谷側を低くすることは避ける。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>(6) 切土・盛土</b></p> <p>①集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。</p> <p>②切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。</p> <p>③残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処理する。</p> <p>④切土高1.5m程度以内を目安（ヘアピン区間を除く。）とし、高い切土が連続しないようにする。</p> <p>⑤切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する（土砂の場合は6分、岩石の場合は3分が標準の目安）。</p> <p>⑥盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。</p> <p>⑦盛土のり面勾配は概ね1割2分、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は1割2分より緩くすることを目安とする。</p> <p>⑧地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>(7) 作業実行上の配慮</b></p> <p>①集材路・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。</p> <p>②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。</p>	<input type="checkbox"/>

<p>③伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。</p>	
<p>(8) 事業実施後の整理</p> <p>①枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理する。</p> <p>②表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。</p> <p>③天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げにならないようにする。</p> <p>④枝条等が出水時に溪流に流れ出たりしないよう溪流沿い等に積み上げない。また、溪流に流れ出たり山地崩壊を誘発することがないように適切な場所に整理する。</p> <p>⑤集材路・土場は、横断溝等の排水処置を行う。</p> <p>⑥伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。</p> <p>⑦伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況について、林務環境事務所から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。</p>	<p style="text-align: center;">□</p>

(様式6)

## 事故報告書(立木販売)

年 月 日

林務環境事務所長 殿

買受人  
作業責任者

買受物件	年 月 日	付け	公告番号	第 号	市	町大字	字	番
発生日時	年 月 日	( 曜日)	時 分		天候			
災害発生状況・原因	①どのような場所で、②どのような作業をしている時に、③どのような物又は環境に、④どのような不安全又は有害な状態にあって、⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記載し、略図を添付する。							
被害状況	人的被害・物的被害を記載							
被災者	氏名		生年 月日	年 月 日 ( 歳)	性別	男・女	職種	
	連絡先						経験 年数	
	傷病名		傷病 部位		休業見込期間・ 死亡日時		被災 場所	
今後の対策								
所見・状況								

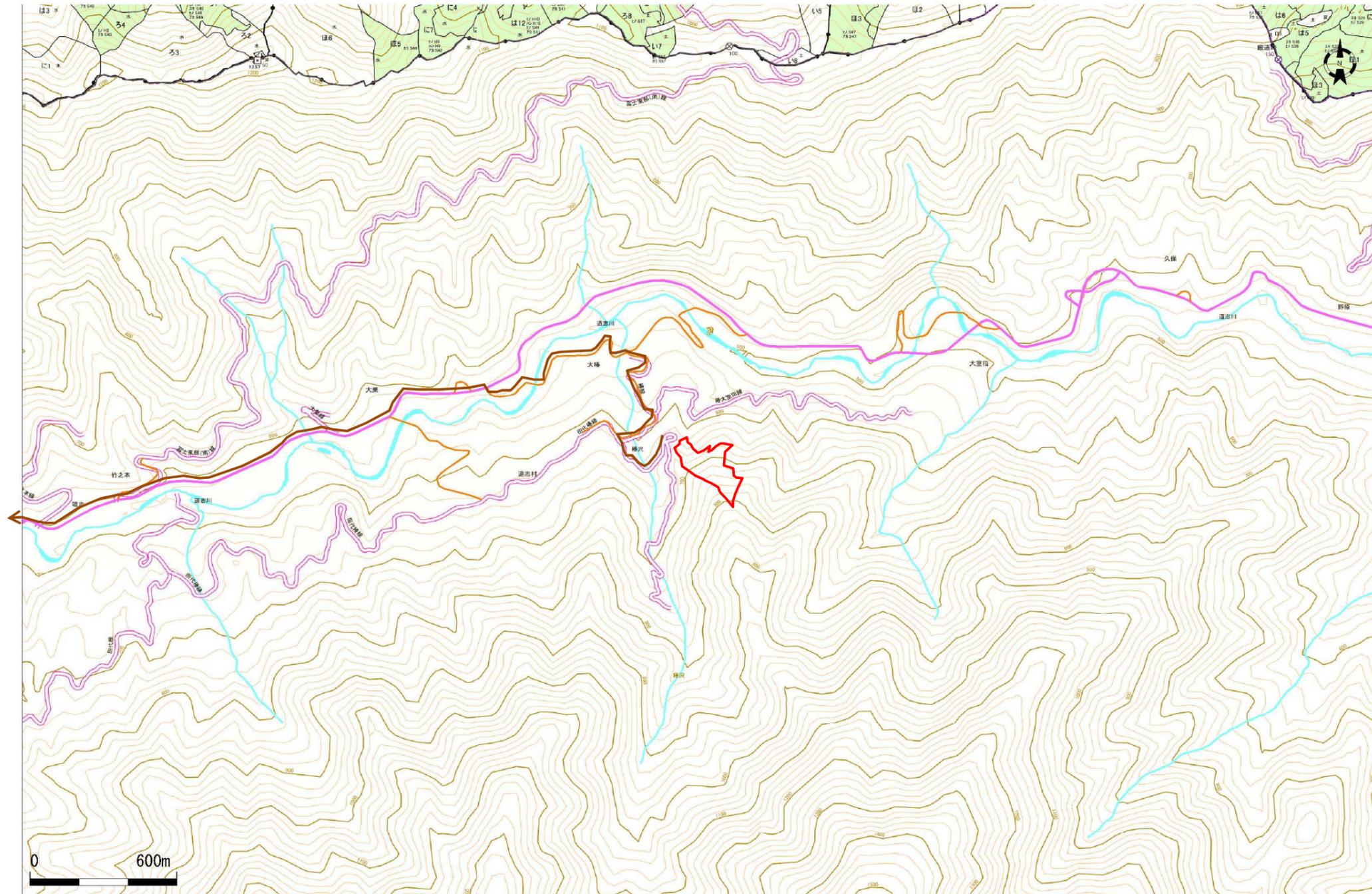
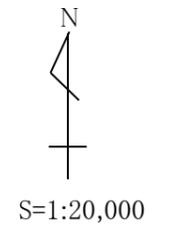


第10回 (2月分) 販売物件明細書 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	面積 (ha)	樹種	用途	径級 区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m <sup>3</sup> )	搬出期間 備考	
富士・ 東部	418	南都留郡 道志村  小椿	3.13	すぎ	用材	16~20	1	0.29	搬出期間  15ヶ月 県行分収林 分収育林契約地 (育林地所有者:個人) 普通林  48年生人工林  (公売条件) 1 公売箇所及びその周辺 は私有林であるため、作業 に当たっては区域境界の 把握等に十分注意するこ と。 2 作業に当たっては、必 要に応じて関係者の同意 等を得ておくこと。 3 当該箇所は普通林であ るため、売買契約締結後 に育林地所有者との連名 で伐採及び伐採後の造林 の届出書を道志村へ提出 すること。 4 伐倒木等の流出防止、 表土の流出防止等、林地 保全に十分配慮し、必要 な対策を講ずること。 5 区域内外における集材 架線、搬出路及び土場等 の設置、既設路網の使 用、端材・末木枝条の処 理等については、事前に 関係土地所有者や施設管 理者の同意を得ること。 6 4、5で掲げる対策や施 設の設置、使用に当たり、 関係法令等に基づく手続 きが必要となる場合はこれ を行うこと。	
						22~28	46	27.17		
						30~54	129	152.35		
					小計		176	179.81		
					ひのき	用材	16~20	1		0.31
							22~28	929		417.34
				30~54			1,682	1,233.37		
				小計		2,612	1,651.02			
				用材計		2,788	1,830.83			
				小径木(針)	チップ等		82	44.92		
				小径木計		82	44.92			
				合計			3.13			
				(N枝条)				(237.55)	(調査方法)	
				(L枝条)				( - )	樹種、材積の調査方法は、 標準地調査法による。ただ し、すぎ区域については、毎 木調査による。	
				(枝条計)				(237.55)		

# 令和7年度 立木公売箇所位置図

南都留郡 道志村 小善地 小椿 地内



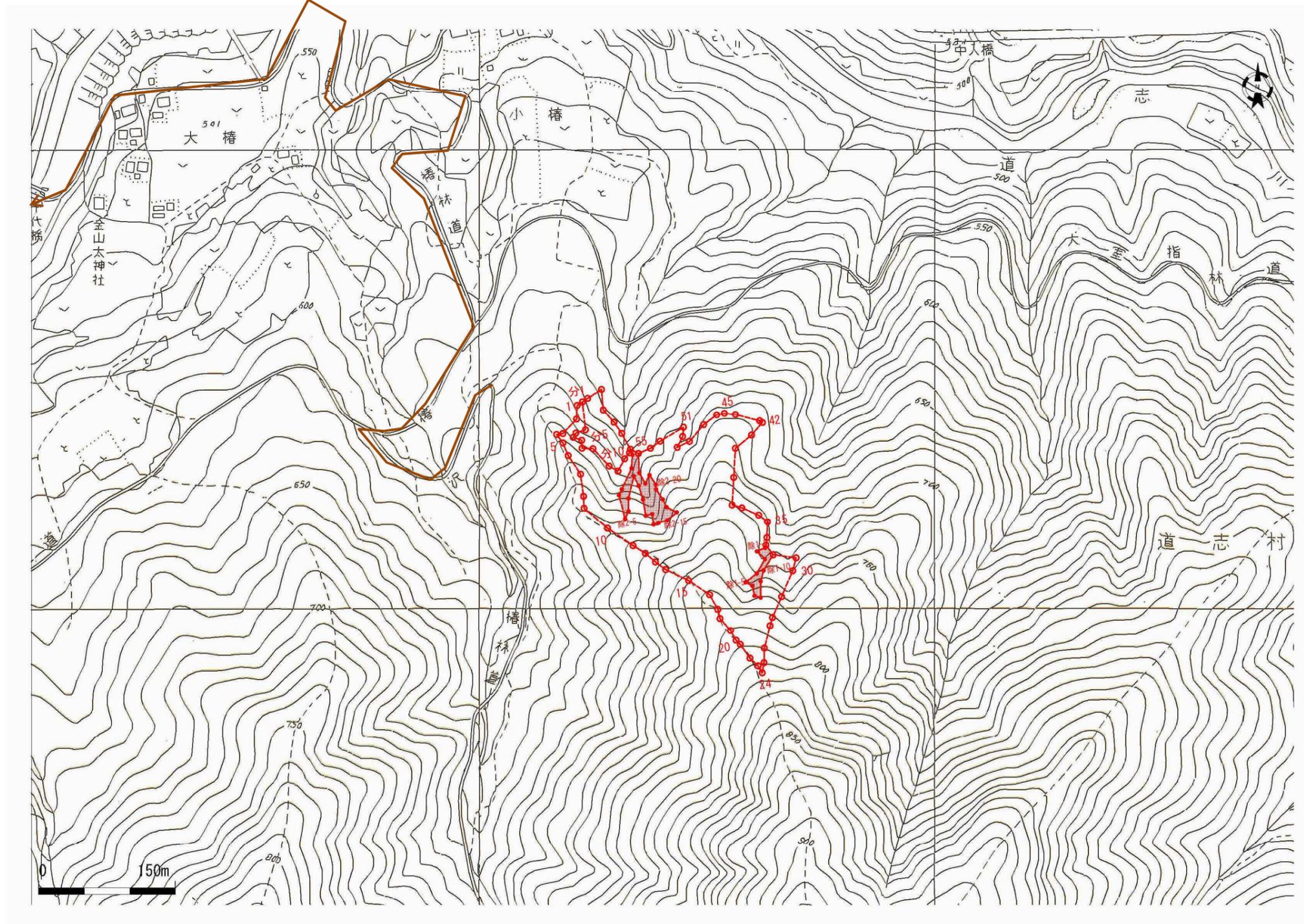
凡 例	
	立木公売箇所
	運搬経路

# 令和7年度 立木公売箇所位置図

南都留郡 道志村 小善地 小椿 地内

富士・東部事業区 実測面積 周囲測量 3.13 ha

N  
S=1:5,000



凡 例	
	立木公売箇所
	運搬経路